

米沢市地域防災計画

【概要版・改正内容】

令和4年3月18日
米沢市防災会議

目 次

I 地域防災計画とは	3
1 計画の目的	3
2 改定の背景・目的	3
3 防災の基本理念	3
4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項	4
5 地域防災計画において重点を置くべき事項	5
6 災害対策の計画的・継続的実施	6
7 計画の構成	6
II 地域の災害危険性	7
1 地震	7
2 風水害	7
III 災害に備える活動	9
1 防災体制の整備	9
2 災害に強いまちづくり	11
3 地域防災力の向上	14
IV 災害が発生したときの活動	17
1 災害対策本部	17
2 情報伝達・災害相談	17
3 避難活動	19
4 消火・救助・医療救護活動	19
5 二次災害の防止活動	20
6 被災者への生活支援	21
7 交通対策・緊急輸送	23
8 災害ボランティア	24
V 災害復旧・復興	25
1 災害復旧	25
2 災害復興	25
VI 災害対応の原則	26
1 災害への事前の備え	26
2 災害直前の対応	26
3 災害発生後の対応	26
VII 地域防災計画の改定	27
1 災害対策基本法の修正概要	27
2 地域防災計画の主な修正箇所	28

I 地域防災計画とは

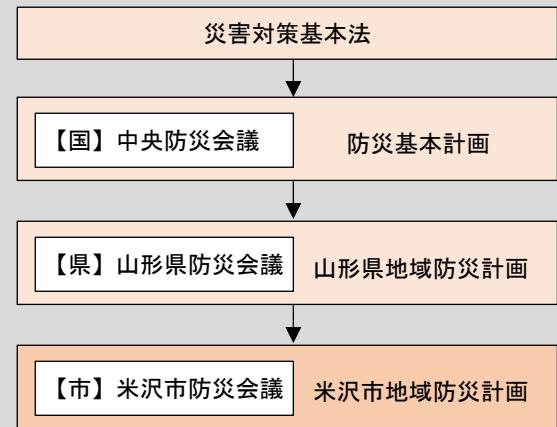
1 計画の目的

米沢市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び米沢市防災会議条例第2条の規定に基づき、米沢市防災会議が作成する計画です。

本計画は、米沢市（以下、「市」又は「本市」という。）、国、県、防災関係機関、事業所及び市民が、その有する全機能を有機的に発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に係る一連の対策を定め、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

なお、本計画は、国の防災基本計画や山形県の地域防災計画と整合を図る必要があります。

■米沢市地域防災計画の位置付け



2 改定の背景・目的

国では、大規模災害の教訓を踏まえ、隨時、災害対策基本法や防災基本計画の改定を行っており、県も国の動向を踏まえ、山形県地域防災計画の見直しを行っています。

今回の改定は、先の風水害で明らかとなった課題や昨今の全国で発生した災害の教訓、新型コロナウイルス等の感染症対策への対応とともに、国の防災基本計画や各種法令、山形県地域防災計画など上位計画との整合を図るため、改めて現行の地域防災計画を再点検し、必要な改定を行うものです。

本市における地域防災計画の直近の改定は、平成25年3月に実施しています。

3 防災の基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければなりません。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。各段階についての基本理念は以下のとおりです。

■ 周到かつ十分な災害予防

(1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可

能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進します。

- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善に努めます。
- (3) 住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民のエンパワーメントを後押しする必要があります。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進します。

■ 迅速かつ的確な災害応急対策

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。

■ 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ります。

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

■ 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

- (1) 水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- (2) 活動火山対策特別措置法第6条第1項及び第9条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項

■ 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、山形県地域防災計画において想定されている地震被害を基に、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとします。

■ 国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第10条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図ります。

【基本目標】

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺しました。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ります。

この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要と考えています。

■ 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項（第2編 震災対策編）

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

■ 被災地への物資の円滑な供給に関する事項（第2編 震災対策編）

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

■ 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項（第3編 風水害等対策編）

市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

■ 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項（第2編 震災対策編）

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

■ 事業者や住民等との連携に関する事項（第2編 震災対策編）

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

■ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項（第2編 震災対策編）

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

■ 原子力災害対策の充実に関する事項（第4編 大規模事故等対策編）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

6 災害対策の計画的・継続的実施

災害対策は、その範囲も広範にわたり、万全の体制を整えるには一定の期間と財源が必要であり、現実には短期間での整備は難しい側面があります。

本計画を効果的に推進するために、行政の各部門においては、可能なものから隨時実行することを基本としながら、個々の施策の実効性や優先度等をよく見極めるとともに、効率性の観点から市まちづくり総合計画や他の関連事業との調整等を行い、計画的かつ継続的な災害対策の実施に努めていきます。

また、市民は一人ひとりによる自助の取組と地域における共助の推進を図り、被害を軽減させる減災対策を継続的に実施します。

7 計画の構成

本市の地域防災計画は、災害事象別の11の計画、資料編、様式編で構成しています。

第1編 総則	計画の目的、基本理念、本市の特質と災害想定、防災ビジョン等
第2編 震災対策編	地震災害に対する予防、応急計画、復旧・復興計画
第3編 風水害等対策編	
風水害対策計画	風水害に対する予防、応急計画、復旧・復興計画、風水害対策
土砂災害対策計画	土砂災害に対する予防、警戒避難体制、避難計画等
火山災害対策計画	火山災害に対する予防、応急対策
雪害対策計画	雪害予防、雪崩防止、市民生活の安全確保
第4編 大規模事故等対策編	
鉄道災害対策計画	鉄道事故に対する災害予防、応急
道路災害対策計画	道路上における大規模交通事故等に対する応急対策
林野火災対策計画	林野火災の予防、応急対策
大規模停電対策計画 NEW	長期にわたる大規模停電に対する予防、計画停電対応
原子力災害対策計画	原子力災害に対する予防、応急対策、復旧
第5編 複合災害対策編 NEW	複合災害に対する予防、応急対策
資料編	災害共通の各種資料
様式編	災害共通の様式

II 地域の災害危険性

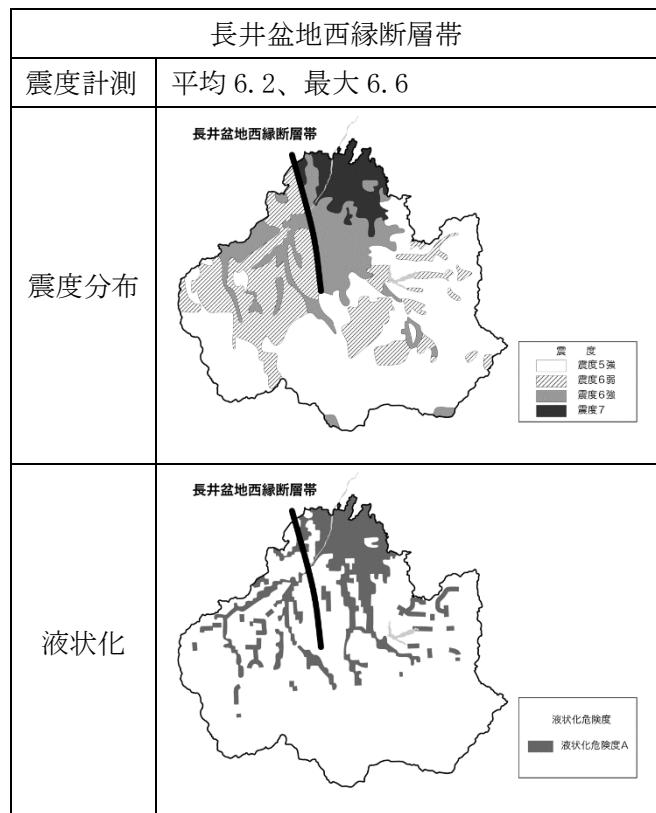
1 地震

■ 地震被害想定

県が平成 17 年度に実施した被害想定調査によると、本市に影響の大きい地震として「長井盆地西縁断層帯を震源する内陸型地震（置賜地方で最大マグニチュード 7.7）」とされており、最大規模の地震が発生すると仮定した場合、本市では震度 7 の強い揺れと大きな被害が想定されています。

この地震によって、市内北部に震度 7、6 強が広範囲にみられ、市内全域に震度 5 強の地震が想定されています。同様に、液状化の危険度も市内北部に見られます。

被害想定に基づく建物被害数については、冬季の場合で 4,199 棟の全壊、7,597 棟の半壊が想定されています。また、人的被害についても、冬季の早朝に起きた場合の被害が最も大きく、死者 353 人、負傷者 2,325 人に上ることが想定されています。

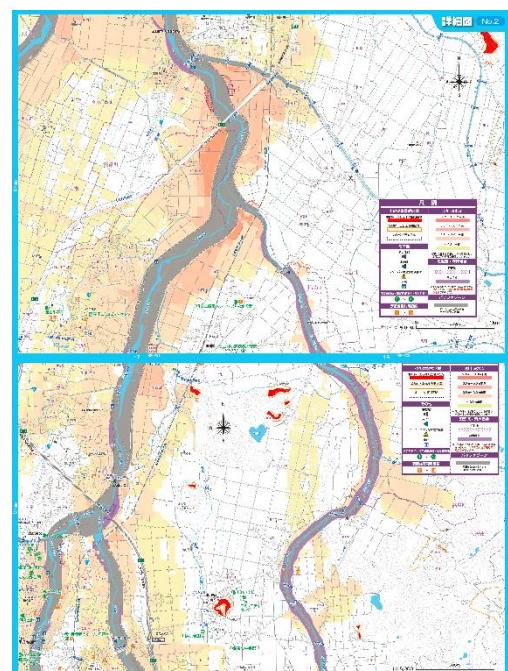


2 風水害

■ 洪水浸水想定区域

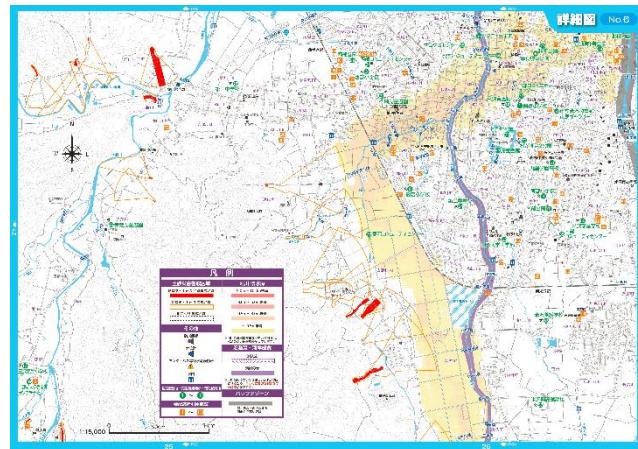
平成 27 年の水防法改正に基づき、国及び県は、米沢市を流れる指定河川（最上川、羽黒川、堀立川、天王川、鬼面川、誕生川）について、想定し得る最大規模の降雨（千年に一度の雨）に対応した浸水想定を平成 31 年 3 月に公表しました。

浸水想定区域とは、河川の氾濫により、洪水等によって住宅などが水につかる浸水が想定される区域のことですが、最上川上流域の前提降水量は、2 日間（48 時間）総雨量 364 mm とされています。この想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市内北部の広範囲で浸水するおそれがあり、鬼面川の両岸及び最上川と羽黒川の合流地点から下流域で浸水の影響が大きく、特に上新田の水辺の楽校付近から高畠町との境界付近までは、最大で 3～5 m の浸水深となることが想定されています。



■ 土砂災害危険箇所・区域

米沢市は山形県最南部に位置し、東に奥羽山脈、南に吾妻連峰、西に飯豊連峰と二千メートル級の山々に囲まれた盆地です。このため、市内には、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が多くあります。警戒や避難体制の整備が必要となる土砂災害警戒区域が252か所、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害特別警戒区域が207か所あります。



ハザードマップを確認しましょう！

市では、洪水及び土砂災害からの円滑な避難を確保するため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等や避難場所等の地図、適切な避難行動や日頃の準備などを示した防災マップを作成し、公表しています。この防災マップは、全戸配布しているほか、市公式ホームページにも掲載しているため、閲覧することができます。

防災マップを活用し、災害の種類に応じた避難方法や日頃の備えを点検しておきましょう。



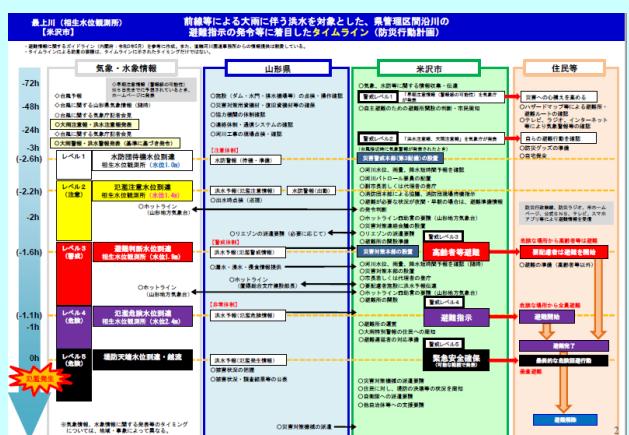
タイムラインについて

”タイムライン”とは、「いつ」「誰が」「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画です。タイムラインを策定することにより、災害時に国・県・市・市民が連携した対応を行うことを目的としています。

市民の皆さんには、このタイムラインを参考に情報の収集や避難の準備を行ってください。なお、今後の出水時の対応や訓練等を通じ、必要に応じて見直しを図っていきます。

■ 避難行動に着目したタイムライン

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/5303.html>



III 災害に備える活動

1 防災体制の整備

市は、災害時の連携、情報伝達、物資の確保、受援等を円滑に行えるよう、システム整備、備蓄、協力体制づくり等を進めています。令和3年11月17日現在で83協定を締結しています。

■ 災害時応援協定(83協定)

(令和3年11月17日現在)

応援協定分野	協定団体等
市町村間の相互応援(県外)	福島県(会津若松市、伊達市、桑折町)、新潟県(上越市、南魚沼市)、愛知県(東海市、西尾市)、宮崎県高鍋町、沖縄県沖縄市、福島・宮城・山形広域行政圏市町村、営農協議会有志市町村
市町村間の相互応援(県内)	山形県内市町村、消防の一部事務組合
避難施設の確保	県立養護学校、県立高校(米沢興譲館、米沢東、米沢工業、米沢商業)、私立高校(米沢中央、九里学園)、県立米沢女子短大、山形大学工学部、ジークライト(株)、米沢市旅館ホテル組合(8施設)、(株)ニューメディア、金子建設工業(株)
福祉避難所の確保	社会福祉法人(米沢栄光の里、米沢仏教興道会、緑成会、敬友会、米沢弘和会、回春堂、あづま会、山形県社会福祉事業団)
食料・生活物資・水等の提供	山形県生活協同組合連合会、米沢市生活協同組合、米沢地区地下水利用対策協議会、NPO法人コメリ災害対策センター、イオン東北(株)、山形県南生コンクリート協同組合、東北カートン(株)、日本水道協会山形県支部、全国公設地方卸売市場協議会、
情報発信	(株)ニューメディア、ヤフー(株)
輸送・燃料・電気の提供	山形県石油協同組合米沢支部、山形県LPガス協会、(有)サイトシーイング蔵王、山形三菱自動車販売(株)、カーステーションササキ、東北電力ネットワーク(株)米沢電力センター、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)
公共施設等の復旧	米沢市管工事協同組合、(有)社宮村産業開発、山建工業(株)、日本下水道事業団他
遺体搬送・安置	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
被災建物の調査、応急措置、その他	米沢市測量設計協会、一般社団法人山形県解体工事業協会、米沢市内郵便局、山形県行政書士会、米沢市環境事業協同組合、大塚製薬(株)、山形県土地家屋調査士会、米沢平野土地改良区、置賜広域行政事務組合

■ 自主防災活動体制

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと、地域住民が自主的に防災・減災活動を行う組織です。組織の形としては、町内会や自治会と兼ねる場合や、それらの防災部門を自主防災組織とする場合、町内会とは別に組織を作る場合など、地域の実情に応じて結成されています。

本市においては、昭和42年の羽越水害以降、大きな災害が発生していないことから市民の防災意識が低く、令和3年4月1日現在の組織率は70.3%であり、県内平均の91.7%よりも大きく下回っています。

また、役員の高齢化が進んでおり、次世代の担い手の確保なども大きな課題となっています。



令和3年12月窪田地区自主防災組織防災訓練

本市では、自主防災組織の結成や活動を促進するため、防災資機材の交付や防災訓練指導及び出前講座の講師派遣等の支援を行っています。

■ 消防団の活性化

消防団は、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行うなど、地域防災リーダーとしての重要な役割を担っています。

一方、消防団員の高齢化や減少などが懸念されるため、市では、令和3年度から消防団員報酬の引き上げを行ったほか、「消防団協力事業所認定制度」を普及し、消防団に協力する事業所に便宜を図るなど、消防団の維持、活性化を促進するとともに、「消防団応援の店」事業において、消防団員が賛同事業所を利用する際に優遇措置が受けられるよう制度を導入しています。

■ 地区防災計画の促進

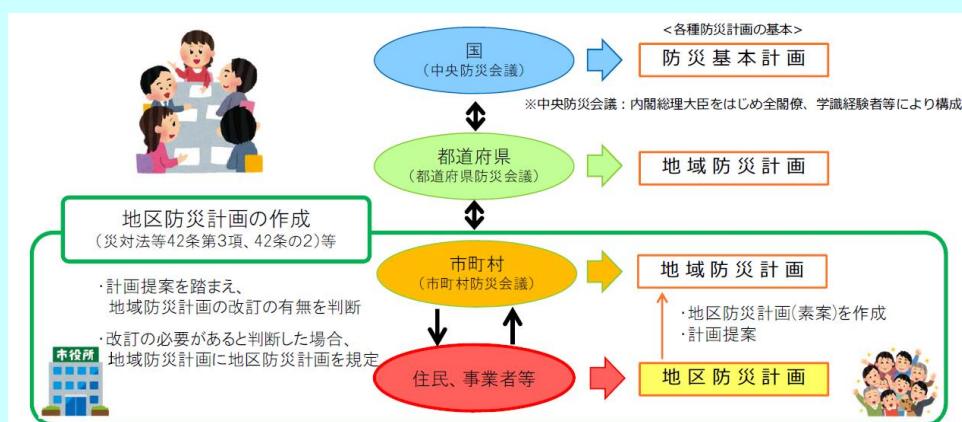
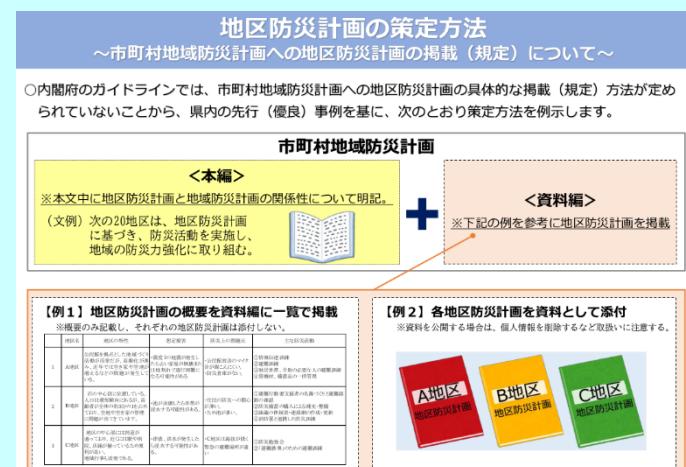
地域防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を推進し、防災訓練の実施、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動を推進していきます。

地区防災計画とは

住民等による自発的な防災活動を定めた『ボトムアップ型』の計画です。地域防災計画は、住民による自助、地域コミュニティによる共助、行政や公共機関による公助の基本的な役割を定めていますが、国、県、市などが行う対策がメインとなつた『トップダウン型』の性格が強い内容です。

一方、東日本大震災では行政機能が麻痺する中、自助、共助が避難所運営等で重要な役割を果たし、大規模災害では自助、共助がとかく重要であることが改めて認識されました。この教訓を踏まえて災害対策基本法が改正され、一定の地区的居住者や事業者が自発的な防災活動を計画して防災会議に提案できる「地区防災計画制度」が創設されました。

今後、市では国のガイドライン等を活用して地区防災計画を普及していきます。



2 災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。市では、避難場所等の確保、建築物の耐震化、防災訓練等を進めています。

■ 避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定しています。

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害）から、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設	グラウンド（小学校、中学校、県立・私立高等学校、米沢女子短大、山形大学工学部）、公園、児童遊園等
指定避難所 (65箇所→ 60箇所)	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設	体育館（小学校、中学校、県立・私立高等学校、米沢女子短大、山形大学工学部）、コミュニティセンター、市営体育館、市立米沢図書館、児童会館、すこやかセンター、アクティー米沢、 八幡原体育館
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	災害時応援協定を締結している民間の社会福祉施設、米沢市旅館ホテル組合に加盟している旅館・ホテル等

改正のポイント！

■ 指定避難所の見直し

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されることから、耐震性が確保されていない施設及び土砂災害警戒区域に該当する施設のうち、危険性が高いと判断した施設、並びに老朽化が目立ち今後大規模改修をする予定が無く衛生管理の行き届かない次の施設は、災害時の避難所に指定しないことにしました。

また、窪田・六郷地区などは大雨時に地域全体が浸水する想定となっていますが、近隣に適当な避難施設が無く、浸水想定区域外の避難所に避難するには、鬼面川橋を越えたり市街地まで移動する必要があったことから、2階建ての公共施設で垂直避難ができる施設に避難者の受入れを可能としました。また、他の地区においても浸水想定深よりも建物の基礎高があり、避難者の安全が確保できる施設を大雨時でも避難者の受入れを可能としました。

＜指定避難所から除外した施設＞

除外理由	対象施設
耐震性が確保されていない施設	旧三沢東部小学校山梨沢分校、旧関根小学校赤崩分校、旧南原小学校李山分校、 置賜総合文化センター
老朽化により避難所に適さない施設	笛野民芸館
土砂災害警戒区域に該当する施設	旧上郷小学校浅川分校
老朽化により避難所に適さない施設	旧上郷小学校浅川分校

＜指定避難所の災害種別を変更した施設及び新たに指定した施設＞

洪水時災害種別の変更理由	対象施設
垂直避難により避難を可能とした施設	第六中学校、松川コミュニティセンター
基礎高により安全性が確保できる施設	万世小学校、万世コミュニティセンター、 八幡原体育館（スロープ、多目的トイレ有） NEW

改正のポイント！

■ ペット同行避難

避難所には、動物が苦手な人やペットのアレルギーを持った人もいるため、本市では避難所において人とペットが同一の空間で居住する「同伴避難」は想定していません。

しかしながら、ペットがいることで避難しなければならない状況にもかかわらず避難しないで被災する事例があることから、保健所の見解や他市事例も踏まえて検討した結果、本市においては、ピロティのある5つの中学校（第一中、第四中、第五中、第六中、第七中）で飼い主の責任の下で「同行避難」することができることにしました。また、車中泊ができる場合には避難所の敷地内の他、安全な場所にある公園等の駐車場を使用することもできます。

■ 建築物の不燃化・耐震化等の促進

阪神・淡路大震災の犠牲者の9割は、倒壊した建物の下敷きになったことが原因とされています。

本市では「米沢市建築物耐震改修促進計画」を適宜改定し、市有建築物及び民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るとともに、土木施設やライフラインの耐震性の向上を目指します。

■ 備蓄等に係る基本的な考え方

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、市は、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進します。

米沢市の備蓄「公助」

災害に備えるために、市が市民の多様なニーズの全てに対応すること及び被害想定で算出された想定避難者数の全員分をあらかじめ用意することは現実的に困難です。したがって、食料や飲料水、生活必需品を中心に品目を設定し、下記の基本方針に基づき、公的備蓄を行うこととしています。今後も、災害協定締結先との連携、流通備蓄の体制整備を進めていきます。

＜備蓄の基本方針＞

- (1) 備蓄は自助による市民備蓄を原則とし、市民が災害時に持ち出しできる状態で最低3日分の食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。
- (2) 山形県の備蓄目標では、公的備蓄を県1/4、被災市町村1/4、その他市町村1/4、国によるプッシュ型支援及び協定等1/4の割合で整備するとしている。
- (3) 本市においては県に基づき、長井盆地西縁断層帯が震源となった場合の被害を想定し、地震災害想定避難者数の1/4を目標に、備蓄品（1日分）の整備を行うものとする。

＜米沢市の防災備蓄品＞

防災資機材倉庫の場所	主な備蓄品
小学校、中学校、コミュニティセンター	発電機、投光器、圧縮毛布、ダンボールベッド、キャンピングベッド、簡易トイレ、アルファ米、ペットボトル飲料水、液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、おむつ、生理用品、マスク、消毒液、感染防護服 他

家庭における備蓄「自助」

- ◆ 発災初期段階には、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、市の備蓄物資では足りないことも想定されるため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料など避難生活に必要となる物資の3日分以上の備蓄に努めましょう。
- ◆ 高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳瓶などの物資は、介護者等がその確保に努めましょう。また、アレルギーを持つ家族等がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努めましょう。
- ◆ 家庭での備蓄のほか、飲料水や食料、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、貴重品などを入れた非常持出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくことも重要です。

事業所等※における備蓄「自助」

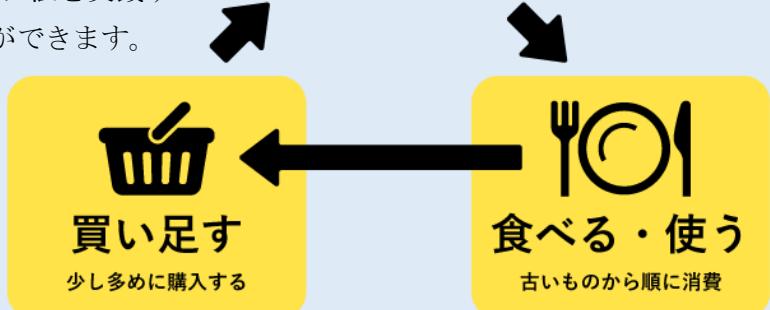
※事業所等：民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設などを含む。

- ◆ 事業者等は、災害発生時において来客や従業員等の安全確保を第一に取り組むとともに、帰宅が困難な場合や事業継続を行うために必要な備蓄を行う必要があります。
- ◆ 特に、ライフラインについては、復旧の目処が立つまでには数日を要することもあるため、3日分以上の食料の備蓄を確保し、可能であれば帰宅等の安全が確認できるまでの間、従業員を待機させる対策がとれるようにしましょう。
- ◆ 定期的な防災訓練等において備蓄食料を使用することにより、定期的な更新を図るとともに、従業員の防災意識の向上を図りましょう。

備蓄には「ローリングストック法」が有効

ローリングストック法とは、一般食品の中で比較的消費期限の長いレトルト食品、フリーズドライ食品、カップラーメンなどを常時備蓄し、定期的に消費期限が近づいたものから消費し、それを補充していく備蓄方法です。

普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充するローリングストック法を実践すれば、手軽に備蓄に取り組むことができます。



3 地域防災力の向上

大地震などの災害は、普段の暮らしの中で突然おそってきます。そんな時、誰もが少ない情報の中で判断し、自分の身を守らなければなりませんが、避難行動要支援者はより厳しい状況に置かれます。災害発生直後から、生活の復興に至るまでの過程は長期間にわたります。災害時における地域にしかできない避難行動要支援者支援は、災害発生直後の「情報入手困難」や「避難困難」、「救出遅れ」に対する支援です。

本市では、災害対策基本法の改正に伴い、これまでの「米沢市災害時要援護者避難支援計画」を「米沢市避難行動要支援者避難支援計画」に改め、災害時の避難支援を希望される避難行動要支援者の方々の名簿を作成し、本人の同意を踏まえて地元の避難支援等関係者に情報を提供していきます。

また、要支援者本人の意向を踏まえて避難支援等関係者や近隣住民の中から支援者を決めていただくとともに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために「個別避難計画」の作成を促進していきます。

避難行動要支援者等の用語について

- 「要配慮者」……………高齢者、障がい者、乳幼児、難病患者、妊娠婦、日本語での災害情報が理解できにくい外国人、その他の特に配慮を要する方です。
- 「避難行動要支援者」…要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を要する方です。
- 「避難支援等関係者」…民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察署、消防署、消防団、地域支援者等の避難支援等の実施に携わる関係者です。

■ なぜ、避難行動要支援者名簿を作るのか？

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率も被災住民全体の死亡率の約2倍となりました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、具体的には以下のとおり定められています。

- ① 市は『避難行動要支援者名簿』を作成する。
- ② 作成のために、市は必要な個人情報を利用できる。
- ③ 「避難行動要支援者」本人からの同意を得て、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等の「避難支援等関係者」に情報提供する。
- ④ 現に災害が発生・発生の恐れがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者その他の者に提供できる。
- ⑤ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務が課される。

本市でも災害対策基本法に基づき、米沢市地域防災計画に規定した上で『避難行動要支援者名簿』の整備を進めています。

■ 避難行動要支援者名簿の記載事項

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、「指針」という。）」に定められている記載事項に加えて、本市では下記の内容を記載します。

＜避難行動要支援者名簿の記載事項＞

必須項目	本市で追加する項目
① 氏名	⑦ 宛名番号
② 生年月日	⑧ 名簿提供同意の有無
③ 性別	⑨ 町内会名
④ 住所又は居所	⑩ 個別避難計画作成の有無
⑤ 電話番号その他の連絡先	⑪ その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項
⑥ 避難支援等を必要とする事由	

■ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活をしている方のうち、次のいずれかに該当する方を対象とします。

これは、国の指針により、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先することとされているためです。

このため、社会福祉施設等へ入所等をしている人は、その社会福祉施設等で入所者の安全対策を行います。

従 前	改 正
①要介護 3～5 の者 ②障害者手帳 1、2 級の者 ③療育手帳 A 判定の者 ④一人暮らし高齢者 ⑤高齢者のみ世帯の者 ⑥民生委員・児童委員が特に必要と認めた者	①要介護 3～5 の者 ②重度身体障がい者：障害者手帳 1、2 級の者 ③重度知的障がい者：療育手帳 A 判定の者 ④重度精神障がい者：精神障害保健福祉手帳 1 級の者 ⑤障がい者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者 ⑥75 歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者 ⑦上記以外で避難支援を必要とする市長が認めた者

■ 避難支援等関係者となる者（名簿共有者）

避難支援等関係者は、災害対策基本法において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されているため、本市では次の者のみとする。

従 前	改 正
①民生委員・児童委員 ②自主防災組織	①置賜広域行政事務組合米沢消防署 ②米沢市消防団 ③米沢警察署 ④民生委員・児童委員 ⑤コミュニティセンター ⑥自主防災組織 ⑦町内会 ⑧市社会福祉協議会 ⑨地域包括支援センター ⑩福祉専門職 ⑪福祉避難所の協定施設（災害時応援協定を締結している特別養護老人ホーム、旅館ホテル）

■ 避難支援者

避難支援者は、国の指針において、「避難支援等関係者に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めるここと」及び「避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ること」と規定されています。市では、災害時等の場合に要支援者のもとへ駆け付け、避難支援ができる者とし、具体的には次の者と考えています。

- ① 親族
- ② 近隣住民など町内会・自治会の構成員
- ③ 自主防災組織の構成員
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ その他、避難支援が可能な者

■ 避難支援者の選定方法

避難支援者は、要支援者本人または本人の判断が困難な場合はその家族（以下「要支援者等」という。）が、選定し依頼します。

要支援者等による選定や依頼が困難な場合は、次のとおりとします。

- ① 要支援者等の意向を尊重したうえで、民生委員・児童委員、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者が、連携を図りながら調整に努める。
- ② 民生委員・児童委員、町内会・自治会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者間で適任者を選定し、協力を依頼する。
- ③ この方策は原則であり、地域の状況に応じて変更可能とする。

■ 避難支援者の人数

原則、要支援者一人につき複数人選定します。

■ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

この制度は、「避難行動要支援者」本人から事前に同意をとり、消防、警察、民生委員・児童委員、自治会長などの地域で支援してくれる「避難支援等関係者」へ平常時から名簿を提供し、災害時の的確な避難支援につなげるものです。

日頃から避難支援者である自主防災組織や民生児童委員などと関係を持つことで、災害時だけでなく、普段からの見守りや支援が可能となり、ご本人がより安心して地域で生活することができます。

■ 名簿に掲載されたら、災害時には必ず助けてもらえるの？

国の指針には、「避難支援者は、あくまで善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、可能な範囲で行うもので、法的責任や義務を負うものではない。」とあります。

このため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではなく、避難支援者は、法的な責任や義務を負いません。支援を希望された方自身も、常に「自分の身は自分で守る。」という意識を持って、日頃から周囲の方と積極的にコミュニケーションをとることなどを心がけてください。

IV 災害が発生したときの活動

1 災害対策本部

災害が発生したときには、市は災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

■ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは災害対策を実施するために設置される組織で、市長を本部長とします。主な設置基準は、次のとおりです。

〈米沢市災害対策本部の設置基準〉

- 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき
- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ・ 市内の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 市長が特に必要と認めたとき
 - ・ 大雪警報が発表された場合、又は積雪深が150cmを越えるおそれがある場合のいずれかに該当し、積雪による交通機関の混乱、建物の倒壊、農林業への被害等、市民生活に大きな影響を及ぼすと判断した場合等

■ 市長の職務代理者

災害時に市長が不在又は連絡が取れない場合には、副市長、総務部長の順序で職務を代理することにしています。

■ 職員の動員

災害時には、災害対策活動に必要な職員を動員します。また、大規模災害では電話やメール等の連絡手段が使用できないことも考慮し、震度や警報レベルに応じた自主参集も行います。

2 情報伝達・災害相談

市や防災関係機関は、様々な広報メディアを活用して正確な災害広報に努めるほか、災害時の様々な問い合わせや相談に対応します。

■ 情報伝達

災害時には、防災行政無線（同報系）、市ホームページ、緊急速報メール、SNS（Facebook、LINE、Twitter）、テレビ、ラジオ等を活用して防災情報や生活支援情報等を発信します。

防災行政無線の放送を聞き逃した場合…

防災行政無線（同報系）、個別受信機、防災ラジオの放送が聞き取りにくい場合や、聞き逃した方のために、放送内容を確認できる電話音声案内サービスを実施しています。

【TEL】0238-23-8767（1回線のみですので混雑することが想定されます。）

スマートフォンをお持ちの方は、米沢市公式SNSの事前登録をお願いします！

■ 情報伝達の種類

防災行政無線（同報系）

市内31箇所に設置した屋外スピーカーから緊急時の情報をお知らせします。



戸別受信機

防災行政無線（同報系）と連動し、緊急時の情報を屋内で聞くことができます。学校や保育所、介護施設などの要配慮者施設に設置しています。



緊急速報メール

携帯電話事業者（docomo、au、softbank、楽天モバイル）が無料で提供するメール配信サービス。緊急地震速報や避難情報等を米沢市全域にある対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に配信してお知らせします。



防災ラジオ

災害時には、NCVのコミュニティFMを利用し、放送中に割込んで緊急時の情報をお知らせします。電源を切っていても、自動的に電源が入り、最大音量でお知らせします。



インターネット

大規模な災害時には、市公式ホームページに災害情報等を掲載します。



<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

SNS (Facebook、LINE、Twitter)

災害情報や避難情報等を、スマートフォン等に登録している方に随時配信します。

Facebook



LINE



Twitter



■ 災害相談窓口

大規模な災害時には、状況に応じて市役所に被災者総合支援センターを設置します。

＜災害相談の主な内容＞

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ○ 生活再建支援金、義援金等の申込み | ○ 災害証明の交付、不服申し立て |
| ○ 市税、介護保険料等の減免申請 | ○ 外国人の相談 |
| ○ 家族等の安否照会 | ○ 埋火葬許可書の発行 |
| ○ 災害廃棄物の処理相談 | ○ 女性の災害相談 |
| ○ 被災住宅の応急修理の支援、応急住宅への入居申込み など | |

3 避難活動

■ 避難指示等の発令

台風や大雨による河川の氾濫や土砂災害から迅速に避難するため、気象情報や水位情報等に基づき、避難情報を発令します。

警戒 レベル	避難情報	住民のとるべき行動	主な判断基準	
			洪水	土砂災害
3	高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する方（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）とその支援者は立退き避難を開始 <input type="checkbox"/> その他の方は避難の準備	<input type="checkbox"/> 避難判断水位に達し、さらに水位が上昇	<input type="checkbox"/> 大雨警報が発表され、さらに土砂災害警戒情報の発表の可能性あり
4	避難指示	<input type="checkbox"/> 速やかに立退き避難を開始	<input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶ ような状況では、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所へ移動	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位に達し、さらに水位が上昇
		<input type="checkbox"/> 直ちに安全確保		<input type="checkbox"/> 計画高水位に達し、さらに水位が上昇
5	緊急安全確保			<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報に加えて記録的短時間大雨情報が発表

※「立退き避難」とは、浸水想定区や土砂災害警戒区域の外側にある安全な場所にある指定避難所、親戚・知人の家等へ移動することです。

■ 避難所の開設・運営

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、あらかじめ定められた行政担当者とコミュニティセンター及び小中学校等の施設管理者が避難所を開設し、新型コロナウイルス感染症等に留意し、市と施設管理者・自主防災組織等で協力して避難者の受け入れを行います。

また、避難所の運営は住民による自治を原則とし、自治会・自主防災組織等が主体となった避難所自治組織を立ち上げられるようにしていきます。

なお、高齢者、障がい者等、一般の避難所での生活が困難な方々には福祉避難所を開設し、専門的な介助を行います。



令和2年度避難所開設訓練（上郷コミセン）

4 消火・救助・医療救護活動

■ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの市民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応できなくなる事態が予想されます。

このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、市民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。

また、救出した方の搬送等についても、市民の皆様に協力を求めることができます。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された方の約9割を、家族や隣近所の方が救出したと言われています。自治会・自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

■ 医療救護活動

多数の傷病者が発生したときは、病院や医師会等と連携して、市内に救護所を設置します。

救護所では、医師や看護師等で編成する医療チームが、負傷者のトリアージや応急処置等を行います。また、重傷者等は拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。

その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、こころのケア等を行います。

トリアージとは…

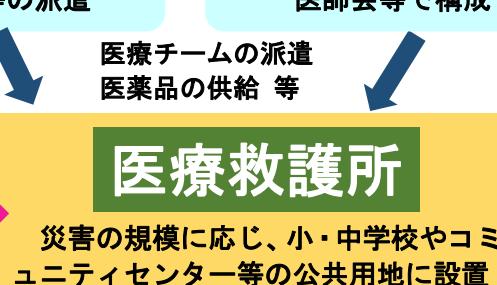
災害時の医療救護に当たっては、現存する限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療にあたることが必要になるため、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位をつけることをいいます。

災害医療救護活動のながれ

山形県災害医療本部
D M A T 等の派遣

米沢市医療救護本部
医師会等で構成

災害拠点病院
公立置賜総合病院
ほか



重症

後方医療機関
被災をまぬがれた
全医療施設

重傷

5 二次災害の防止活動

■ 被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー（右図参照）で表示します。なお、この判定は危険を防止するためのもので、災証明を発行するための被害調査は、この判定の後で実施します。



建物の応急危険度判定のステッカー

■ 被災宅地の応急危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐために、宅地の危険度判定を実施します。判定結果はステッカー（右図参照）で表示しますが、危険がある場合は、避難や危険区域への立入制限等を行うことがあります。



宅地の応急危険度判定のステッカー

6 被災者への生活支援

■ 給水

水道が断水したときは、断水地区の病院や福祉施設等に優先的に給水するほか、避難所等に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。市民の皆さまは、普段から給水用のポリタンクなどを用意しておいてください。

■ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、市が備蓄している食料や女性用品、紙おむつ等の生活必需品を提供します。また、必要に応じて、災害応援協定を結んでいる企業等から食料等を調達します。

市内での調達が困難な場合は、自衛隊の炊き出しや国、県、近隣市町村さらには全国に救援を要請し、米沢総合公園内にある「多目的屋内運動場」を救援物資の集積拠点として受け入れ、各避難所に配達します。

■ 衛生・防疫対策

災害時は、断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなることがあります。下水道が使用できない場合には、汲み取り方式の公衆便所（計 65 か所のうち 20 か所）を使用するほか、市の避難所に便器にビニール袋を被せて使用する簡易トイレを備蓄していますので、小・中学校及びコミュニティセンターのトイレを使用することができます。

また、避難者のために避難所に仮設トイレを設置したり、災害用マンホールトイレをあらかじめ整備して対応します。

また、水害が発生したときは、浸水地域の家屋の消毒を実施し、感染症の防止に努めます。

〈汲み取り方式の公衆便所一覧（計 20 か所）〉

No.	公衆便所施設名	夏季	冬季	No.	公衆便所施設名	夏季	冬季
1	最上川河川敷(2)	●		8	直江堤(2)	●	
2	最上川河川敷(3)	●		9	直江堤(3)	●	
3	最上川河川敷(4)	●		10	直江堤(4)	●	
4	最上川河川敷(5)	●		11	御成山公園	●	
5	最上川河川敷(6)	●		12	八幡原公園(東)	●	
6	最上川河川敷(7)	●		13	八幡原公園(西)	●	
7	直江堤(1)	●		14	鬼面川河川緑地(1)	●	

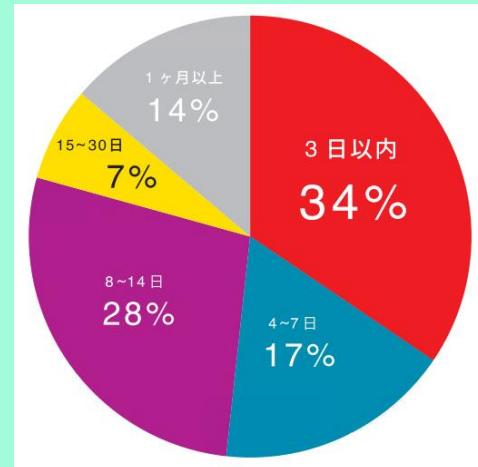
No.	公衆便所施設名	夏季	冬季	No.	公衆便所施設名	夏季	冬季
15	鬼面川河川緑地(2)	●		18	窪田地区河川緑地(3)	●	
16	窪田地区河川緑地(1)	●	●	19	長手天満神社	●	
17	窪田地区河川緑地(2)	●	●	20	松川公園	●	

災害時のトイレについて

震災が起きると、断水や停電、そして下水道や浄化槽の損壊により、多くの水洗トイレは使えなくなります。

トイレが不衛生、遠い、寒い、暗い、怖いなど、使い勝手が悪いとトイレに行く回数を減らすために、水分や食事を控えてしまいがちです。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で命を落とすこともあります。被災者のことを考えた災害用トイレの整備が必要です。

東日本大震災のとき、仮設トイレが避難所に行き渡るのにどのくらいの日数を要したかの調査では、3日以内は34%でした。一方で8日以上は49%でした。仮設トイレはすぐには届きません。備蓄等の事前の備えがいかに重要かが分かります。



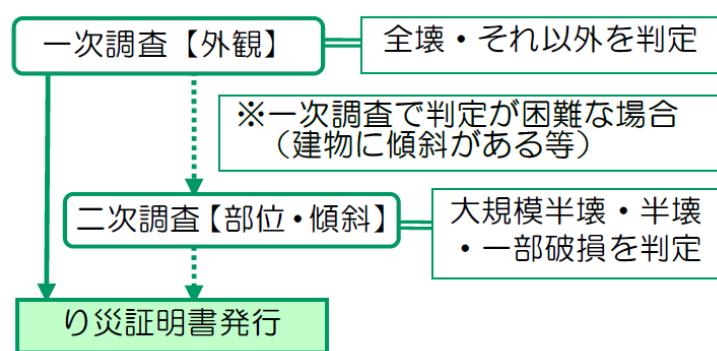
出典：東日本大震災時に仮設トイレが行き渡るのに要した日数
(調査：名古屋大学エコトピア科学研究所、協力：日本トイレ研究所)

り災証明

生活再建支援金や義援金等の受給、応急住宅への入居申請、市税の減免等の申請には、住宅の被害程度を証明する「り災証明書」が必要です。

米沢市では、り災証明の申請のあつた住宅等を対象に被害認定調査を行い、この結果をもとに市役所で「り災証明書」を交付します。

なお、火災により焼損した家屋等は、消防本部が火災調査を行い、この結果をもとに「り災証明書」を交付します。



被害家屋調査～り災証明発行のながれ

「り災証明書」とは

「り災証明書」は、被災者生活再建支援金の給付、応急仮設住宅・住宅の応急修理の実施、税の減免等、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されています。

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合や物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができます。申し出のあつた被災者の当該家屋については再調査を行い、必要に応じて「り災証明書」を発行します。

■ 廃棄物の処理

大規模な災害では、倒壊したり、全壊と判定された建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に排出されます。

このような場合、市は仮置場を確保して災害廃棄物を仮置きし、長期的な計画を立てて、民間事業者と協力しながら処理・処分を実行します。



■ 応急住宅の確保

大規模な災害時には、市営住宅や民間の賃貸住宅の空室を確保したり、安全な場所にある市内の公園等に応急仮設住宅を建設し、住居を失った被災者に提供します。

＜応急仮設住宅建設予定候補地一覧表＞

整理番号 (優先順位)		地名	地番	敷地面積 (m ²)	戸数	地区
行政財産	1	西部公園	米沢市直江町 432-2 外	30,288	60	西部
行政財産	2	上郷コミュニティセンター	米沢市大字梓川 681-1	8,201	118	上郷
行政財産	3	北村公園	米沢市金池四丁目 1-1	25,581	42	北部
行政財産	4	桑山第3号公園	米沢市万世町桑山 4055 外	2,948	30	万世
行政財産	5	桑山第1号公園	米沢市万世町桑山 4282	2,728	26	万世
		合計		69,746	276	

※上記の他、廃校となった学校用地等も候補地として検討します。

7 交通対策・緊急輸送

■ 交通対策

東北中央自動車道、国道13号、国道121号、その他一部の県道、市道は第1次緊急輸送道路として指定されています。これらの道路では、大規模な災害時は消防車等の災害対策車両の通行を確保するために一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動する場合があります。

また、大規模な地震が発生したときは、道路の損壊や交通渋滞等の状況を把握して、緊急輸送道路等の重要な路線を最優先に、順次復旧させていきます。

■ 緊急輸送

市や防災関係機関の車両を使用するほか、災害時応援協定を締結している運輸事業者等にも要請を行い、企業の強みである救援物資の在庫管理や緊急輸送車両を確保して救援物資等を輸送します。

また、車両での輸送が困難な場合や緊急的な輸送が必要な場合は、ヘリコプターの臨時離着陸場を開設し、県にヘリコプターによる輸送を要請します。

8 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

市は、米沢市社会福祉協議会と協力してすこやかセンターにボランティアセンターを設置します。

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・管理、ボランティア活動のコーディネート、防災関係機関、県ボランティア支援本部との連絡調整等を行います。

＜災害ボランティアの主な活動＞

専門ボランティア	一般ボランティア
<p>① 医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）</p> <p>② 外国語通訳・翻訳</p> <p>③ アマチュア無線（非常通信）</p>	<p>① 災害・安否・生活情報の収集・伝達</p> <p>② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、要配慮者の介助等）</p> <p>③ 在宅者の支援（要配慮者の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）</p> <p>④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）</p> <p>⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動</p>

1 災害復旧

■ 被災者への支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするために、国、県、市、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

災害時の様々な再建支援メニュー

● 支援金の支給・貸付等

- ・災害弔慰金などの支給等
- ・生活福祉資金の貸付
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・災害援護資金の貸付

● 税金の特例措置等

- ・市税の納入期限の延期と減免
- ・国民健康保険等の減免
- ・国税、県税の納入期限の延長等

● 公共料金等の特例措置等

- ・保育料の減免
- ・公共料金等の支払の特例措置

● その他

- ・義援金品の配分、提供
- ・郵便物の料金の減免
- ・災害公営住宅の建設
- ・災害復興住宅融資
- ・職業のあっせん

■ 中小企業者等への支援

被災した中小企業者等への債務の猶予や事業の復旧に必要な資金融資等を行います。

■ 農林業者等への支援

災害によって被害を受けた農林業者等の災害復旧に係る各融資等を行います。

■ 災害復旧事業

迅速な災害復旧のため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

※激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいいます。

2 災害復興

市は、復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置します。

また、関係機関との協議及び住民等との合意形成を図りながら復興計画を策定し、復興事業を推進します。

VI 災害対応の原則

- 準備したものでなければ機能しない。事前の備えが不可欠
- 避難指示等の発令は、「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない
- 最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

1 災害への事前の備え

- 平時から国・県と緊密な連携（情報の共有）
- 他の市町村との協力体制の構築（相互協力）
- 市長不在時の責任者の明確化（職務代行順位の決定）
- 庁舎の代替機能の確保（庁舎の浸水、停電等を想定）
- 避難所・備蓄の確保（災害対策を行う上での前提）
- 継続的な人材育成や防災訓練の実施（防災は「人」）
- 住民等への自助・共助の呼びかけ（行政の公助だけでは限界）
- 避難指示等の発令判断の考え方や地域の災害リスクの確認（関係機関の助言を得て十分に確認）
- 居住地ごとの災害リスク、とるべき避難行動を住民に周知（ハザードマップ等の活用）

行政機関（国・地方公共団体・消防団等）
地域（自主防災組織、学校、企業、ボランティア等）
住民

多角的な連携

2 災害直前の対応

- 的確な情報収集（最悪をイメージして先手）
- 住民と危機感を共有（SNS等を活用し時々刻々の情報を発信）
- 避難指示の的確な発令（空振りをおそれない）
- 国や県への助言の求め（躊躇せず相談）
- 住民への避難指示等の情報伝達（あらゆる手段を活用、伝達文は簡潔に緊迫感のある表現）
- 要配慮者、避難行動要支援者への確実な伝達（確実に情報周知）
- 災害対策本部の迅速な立ち上げ（初動対応がカギ）

国・地方公共団体・住民間の情報共有（危機感の共有）

3 災害発生後の対応

- 救急、救命活動等の的確な指示（人命優先）
- 応援要請の速やかな判断（使えるものは何でも使う）
- 職員を総動員して災害対応（応援体制の確保）
- 住民やマスコミへの情報発信（住民に安心感、支援の獲得）
- ボランティアとの連携（行政の手が届かない課題の解決）
- 生活環境の保全（公衆衛生の悪化防止）

人命救助を最優先とした速やかな災害対応、適切な情報発信

1 災害対策基本法の修正概要

現行の市地域防災計画策定（平成 25 年 3 月）以降における防災基本計画の修正履歴は以下のとおり。

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
平成 26 年 1 月	<p>(1) 大規模災害への対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災の基本理念の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等【国】 ②大規模広域災害に対する即応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急事態の布告時における対処基本方針による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持【国】 ・地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化【国・県】 ③住民等の円滑かつ安全な避難の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保【市町村】 ・避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備【市町村】 ④被災者保護対策の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備【市町村】 ・罹災証明書の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施【市町村】 ・被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施【市町村】 ⑤平素からの防災への取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進【国・県・市町村】 ・地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進【市町村】 ⑥大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興 <ul style="list-style-type: none"> ・復興の基本理念（住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援）を明確化【国】 ・国の設置する復興本部による施策の推進・総合調整【国】 ・市町村の作成する復興計画に基づく計画的な復興【国・県・市町村】 <p>(2) 原子力災害への対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子力災害対策重点区域における防護措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)、緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ) における避難準備【国】 ・屋内退避、避難等防護措置の実施【国】 ②緊急事態の区分の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定【国】 ③運用上の介入レベル (OIL) の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・空間線量等に応じて運用上の介入レベル (OIL) を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施【国】 ④緊急時モニタリング体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施【国】 ⑤安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	<ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の緊急時の服用に係る体制や事前配布等の必要な措置を整備【国】 <p>(3)構成の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各災害に共通する対策の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・各災害に共通する事項をまとめ、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動【国】 ②防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災以降の最近の防災対策の検討を踏まえ、当面、特に重点を置くべき点を明確化し、第1編に移動【国】 ③最近の災害の教訓を踏まえた見直し <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の判断基準の明確化、外国人旅行者等の避難誘導体制の構築【国】
平成27年7月	<p>(1)土砂災害への対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害の危険性のある区域の明示等 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査を実施し、その結果を公表【県】 ・調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示等【県】 ②土砂災害警戒情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報、これを補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲の設定等【市町村】 ③避難準備情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報の発令による自主的な避難の促進等【市町村】 ④適時適切な避難行動等 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知等【市町村】 <p>(2)火山災害への対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火山防災情報の伝達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化【国・県】 ・噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表等【国】 ②火山噴火からの適切な避難方策等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進【県】 ・登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用等【県】 ③火山防災教育や火山に関する知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施等【県】 ④火山研究体制の強化・火山研究者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築等【国】 ⑤火山監視・観測体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実等【国】 <p>(3)複合災害への対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化 <ul style="list-style-type: none"> ・両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用【国】 ②両本部の意思決定の一元化 <ul style="list-style-type: none"> ・両本部の合同会議を開催【国】 ③両本部の指示・調整の一元化 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施【国】 ・原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施等【国】 <p>(4)最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実働組織間の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置【国・県・市町村】 ・現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部間の合同会議による情報共有等【国・県・市町村】 ②重要情報の集約・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による人的被害や数の一元的な集約等【県】

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施【国】 ・応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施【国】 ・災害時のヘリコプターの利用（ドクターヘリを含む）についてあらかじめ協議【県】 ・原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正等【国】 <p>(5) 実施主体の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各対策に関する具体的な実施主体の明確化【国】 ②共通編への集約による各編重複箇所の整理【国】
平成 28 年 2 月	<p>(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化（活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等）</p> <p>①活火山法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し【国】 ・警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備【国・県・市町村】 ・火山防災協議会の具体的な検討事項【国・県・市町村】 ・警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項【県・市町村】 ・噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達【国・県・市町村】 <p>②水防法・下水道法等の改正</p> <p>【水防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定推進及び浸水継続時間等の公表、通知【国・県・市町村】 <p>【下水道法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策区域※1における民間の雨水貯留施設等の整備と連携【市町村】 ※1 下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な地域 ・民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕【市町村】 <p>【その他（避難勧告ガイドライン）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定等【市町村】 <p>③廃棄物処理法・災害対策基本法の改正</p> <p>【廃棄物処理法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項【市町村】 ・災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進【市町村】 <p>【災害対策基本法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定【国】 ・災害廃棄物処理の国による代行等【国】 <p>(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等</p> <p>①平成 27 年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）【市町村】 <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正（原子力災害時の医療体制の整備等）等【国】
平成 28 年 5 月	<p>(1) 水害に強い地域づくり</p> <p>①地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる分かりやすい水害リスクの開示【国・県・市町村】</p> <p>②平時から住民の防災意識の向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動の推進【国】</p> <p>③増加する水害リスクに備えるための水害保険・共済への加入促進【国】</p>

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	<p>(2) 実効性のある避難計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ハザードマップ等に「早期の立ち退き避難が必要な区域」を明示【市町村】 ②避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の総合的な災害発生を考慮【市町村】 ③必要に応じて、近隣市町村における指定緊急避難場所の指定【市町村】 <p>(3) 適切な避難行動を促す情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「緊急的な退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促し【市町村】 ②レアラート等の多様な手段を複合的に活用した避難勧告等の伝達【国・県・市町村】 ③日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示【市町村】 <p>(4) 被災市町村の災害対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及び周知徹底【国】 ②都道府県が行う応援・支援に係る調整を円滑に行うための仕組みの検討【国】 ③必要に応じた政府の現地組織（連絡調整室等）の設置【国】 <p>(5) 被災生活の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及【市町村】 ②住民の主体的な運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用【市町村】 ③DMATの活動終了移行の医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用【県】 <p>(6) ボランティアとの連携・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を設置し、連携のとれた支援活動を展開【県・市町村】
平成 29 年 4 月	<p>(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上【県・市町村】 ・地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定【県・市町村】 ②被災者の生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿情報の適切な管理【市町村】 ・避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換【市町村】 ③応急的な住まいの確保や生活復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査に関する体制の強化【県・市町村】 ・罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討【国・県・市町村】 ④物資輸送の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・配達状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備【国・県・市町村】 ・輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握【市町村】 ⑤ICTの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入【国・県・市町村】 ⑥自助・共助の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進【国】 ⑦広域大規模災害を想定した備え <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保【県・市町村】 <p>(2) 平成 28 年台風 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達【市町村】 ②要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成【市町村】 ③国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供【国・県】 ④災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築【県・市町村】 ⑤避難情報について「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更【国】 <p>(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p>

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	<p>①「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえた修正（現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有等）【国】</p> <p>②港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保【国】</p> <p>③企業における緊急地震速報受信装置の活用【国】</p>
平成 30 年 6 月	<p>(1)関係法令の改正を踏まえた修正</p> <p>①迅速な救助の実施（災害救助法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施【県・市町村】 <p>②被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設【国】 ・国等による都道府県管理河川等の工事代行制度の充実【国】 ・国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施【国】 <p>③「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による大規模氾濫減災協議会の創設【国】 ・要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化【市町村】 <p>(2)最近の際が対応の教訓を踏まえた修正</p> <p>①平成 29 年九州北部豪雨災害を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る市町村による避難勧告の発令基準の設定【市町村】 ・土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化【国・県】 <p>②平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化【県・市町村】 ・道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化（関係者間による連携、予防的通行規制・集中除雪の実施による早期開放）【国・県・市町村】
令和元年 5 月	<p>(1)平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正</p> <p>①「自らの命は自らで守る」意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実施 <p>②住民の避難行動等を支援する防災情報の提供【国・県・市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 段階での警戒レベルでの防災情報の提供 <p>(2)昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正</p> <p>①ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣【国】</p> <p>②被災市区町村応援職員確保システムの充実【国】</p> <p>③液状化ハザードマップの作成・公表【市町村】</p> <p>④関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理【県・市町村】</p> <p>⑤ため池の耐震化や統廃合の推進【市町村】</p> <p>(3)その他</p> <p>①南海トラフ地震臨時情報発表時の対応【国・県・市町村】</p> <p>②外国人に対する防災・気象情報の多言語化【国】</p> <p>③行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化【県・市町村】</p> <p>④中小企業等における防災・減災対策の普及促進【国】</p>
令和 2 年 5 月	<p>(1)主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正</p> <p>①災害リスクとるべき行動の理解促進【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等の配付・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 ・避難に関する情報の意味の理解促進（安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がない等）

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	<p>②河川・気象情報の提供の充実【国・県】 • 災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供</p> <p>③災害廃棄物処理体制の整備【国・県・市町村】 • 国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担を整理したマニュアルの作成、周知</p> <p>(2) 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正</p> <p>①災害に慣れていない自治体への支援の充実【国】 • 内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣</p> <p>②長期停電・通信障害への対応強化【県・市町村】 • 病院等重要施設の非常用電源確保の推進 • 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化、電源車等の配備調整の円滑化</p> <p>③被災者への物資支援の充実【国・県・市町村】 • 物資支援・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 • ブッシュ型支援の標準的対象品目を一覧掲示し、周知</p> <p>(3) その他の修正</p> <p>①避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施【国・県・市町村】</p>
令和3年5月	<p>(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>①国の災害対策本部の見直し【国】 • 特定災害対策本部の設置 • 非常災害対策本部長を国務大臣から内閣総理大臣に変更 • 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置</p> <p>②個別避難計画の作成【市町村】 • 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化</p> <p>③避難勧告・避難指示の一本化等【国】 • 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直し</p> <p>④広域避難に関する事項【市町村】 • 災害が発生するおそれのある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議 • 他の自治体との応援協定や、運送事業者との協定の締結 • 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>①避難所における感染症対策【県・市町村】 • 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等</p> <p>②避難所開設・運営訓練の実施【市町村】 • 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施</p> <p>③パーテイション等の備蓄の促進【市】 • マスク、消毒液に加え、パーテイション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進</p> <p>④コロナの自宅療養者等に対する情報共有等【県・市町村】 • 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認 • 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供</p> <p>⑤被災自治体への応援職員等の感染症対策【県・市町村】 • 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底 • 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</p> <p>(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</p> <p>①災害対応業務のデジタル化の推進</p> <p>②福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保</p> <p>③今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応</p> <p>④あらゆる関係者が協議して取り組む「流域治水」の推進</p>

改正年度	主な修正項目【※括弧は実施主体】
	⑤首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進 ⑥事前防災の取組や複合災害への対応の推進 ⑦ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援 ⑧防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 ⑨正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 ⑩それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建 ⑪女性の視点を踏まえた防災対策の推進

2 地域防災計画の主な修正箇所

- (1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- (2) 近年発生した災害への教訓及び政府の「防災基本計画」の見直しを踏まえた修正
- (3) 山形県地域防災計画の改正を踏まえた修正
- (4) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策その他の防災に係る諸施策の反映

※震：震災対策編、風：風水害等対策編、大：大規模事故等対策編、複：複合災害対策編

分類	主な修正ポイント	掲載場所
気象防災アドバイザー等の知見の活用 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気象と防災業務に精通する気象庁OB職員を「気象防災アドバイザー」として活用し、平常時における市職員や住民に対する防災講座の開催や、災害発生のおそれがある際には、市災害対策本部等に駐在し、防災業務を担う。 ・緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。 	震 P. 11
市民及び事業所等に対する防災知識の普及 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日頃から災害に備える事項の追加。 ・備蓄品のローリングストック法の活用 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・ペットの同行避難や避難所での飼養についての備え ・避難行動の適切な対応 ・安全な親戚・知人宅、旅館ホテル等への分散避難 ・特別警報・警報・注意報発表時に住民がとるべき行動 	震 P. 12～P. 14 風 P. 5～8
学校教育における防災教育 (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に対する防災教育の実施。 ・災害教訓・伝承等について理解を促す ・自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るために力を育成する。 学校における防災訓練の実施。 ・授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定。 ・季節を考慮した訓練の実施。 ・できる限り地域との連携に努める。 	震 P. 14 震 P. 26 風 P. 13
自主防災組織等の育成・強化 (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の観点による女性リーダーの育成に努める。 ・各種訓練の実施による実践対応力の強化を図る。 ・緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化を検討する。 ・自主防災組織間の協調・交流を促進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促す。 	震 P. 16～17 風 P. 9

分類	主な修正ポイント	掲載場所
地区防災計画の作成及び防災士の育成 (防災基本計画) (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> 町内会（自主防災組織）等を単位とする地区防災計画の作成。（個別避難計画に基づく避難支援の役割分担及び支援運用等。） 地域社会の防災力向上を目的に防災士を養成する。 	震 P. 19
災害ボランティアの受入れ (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO 等との連携体制の構築。 災害における災害ボランティアの受入れ。 	震 P. 22 風 P. 12
避難所の指定と事前周知 (防災基本計画) (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に指定避難所の開設状況及び混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリ等の多様な手段の整備を図る。 やむを得ず浸水区域等の指定避難所を指定する場合は、浸水、土砂災害に対する安全性が確保できる複数階の頑強な建物とする。 要配慮者の相談を受ける体制の構築。 要配慮者を滞在させるために必要な居室を可能な限り確保する。 感染症流行時においては、避難所における収容人員の算定基準を $4 \text{ m}^2/\text{人}$、世帯間の距離を 1 m（できれば 2 m）とする。 避難所における備蓄場所の確保及び通信設備の整備を進める。 指定避難所を指定管理者が管理している場合には、事前に役割分担等を定める。 指定避難所の良好な生活環境の確保のため、定期的に避難所運営のノウハウを持つ NPO、医療、福祉の専門家等の情報交換に努める。 避難所看板は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使って明示する。 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定避難所、安全な親戚・知人の家、旅館ホテル等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえて自宅等で身の安全を確保できる場合には「屋内安全確保」を行うべきことを住民に周知する。 感染症の自宅療養者等に対して、避難の確保に向けた情報を提供する。 	震 P. 28~30 風 P. 15~17
避難指示等発令体制の整備 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の判断基準となるタイムラインに記載すべき事項。 避難指示等の発令・伝達体制。 	震 P. 31 風 P. 18~21 風 P. 77~81
避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等の配備。 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備。（おむつ、生理用品、ミルク、哺乳瓶等） 更衣室等のスペース確保及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備。 平常時から指定避難所のレイアウトや動線の確認。 	震 P. 31 震 P. 100~101 風 P. 22
避難行動要支援者の安全確保計画 (防災基本計画)	<p>避難行動要支援者避難支援プランの策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の「米沢市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を「米沢市避難行動要支援者支援プラン」に改める。 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成。 避難支援等関係者の見直し 	震 P. 32 震 P. 110~118 風 P. 51~52

分類	主な修正ポイント	掲載場所								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従前</th><th>改正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①民生委員・児童委員 ②自主防災組織</td><td>①民生委員・児童委員 ②自主防災組織 ③コミュニティセンター ④地域包括支援センター ⑤市社会福祉協議会 ⑥置広米沢消防署 ⑦米沢警察署 ⑧米沢市消防団 ⑨福祉専門職 ⑩福祉避難所協定施設</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿に掲載する者の範囲の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>従前</th><th>改正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④一人暮らし高齢者 ⑤高齢者のみ世帯の者 ⑥民生委員・児童委員が特に必要と認めた者</td><td>①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④精神障害保健福祉手帳1、2級の者 ⑤難病患者、医療的ケア児・者 ⑥75歳以上の単身者及び75歳以上の高齢者のみの世帯 ⑦避難支援を必要とする市長が認めた者</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・個別確保計画の策定の作成目標期間 令和7年度末まで ・地区防災計画との整合を図る。 	従前	改正	①民生委員・児童委員 ②自主防災組織	①民生委員・児童委員 ②自主防災組織 ③コミュニティセンター ④地域包括支援センター ⑤市社会福祉協議会 ⑥置広米沢消防署 ⑦米沢警察署 ⑧米沢市消防団 ⑨福祉専門職 ⑩福祉避難所協定施設	従前	改正	①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④一人暮らし高齢者 ⑤高齢者のみ世帯の者 ⑥民生委員・児童委員が特に必要と認めた者	①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④精神障害保健福祉手帳1、2級の者 ⑤難病患者、医療的ケア児・者 ⑥75歳以上の単身者及び75歳以上の高齢者のみの世帯 ⑦避難支援を必要とする市長が認めた者	
従前	改正									
①民生委員・児童委員 ②自主防災組織	①民生委員・児童委員 ②自主防災組織 ③コミュニティセンター ④地域包括支援センター ⑤市社会福祉協議会 ⑥置広米沢消防署 ⑦米沢警察署 ⑧米沢市消防団 ⑨福祉専門職 ⑩福祉避難所協定施設									
従前	改正									
①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④一人暮らし高齢者 ⑤高齢者のみ世帯の者 ⑥民生委員・児童委員が特に必要と認めた者	①要介護3～5の者 ②障害者手帳1、2級の者 ③療育手帳A判定の者 ④精神障害保健福祉手帳1、2級の者 ⑤難病患者、医療的ケア児・者 ⑥75歳以上の単身者及び75歳以上の高齢者のみの世帯 ⑦避難支援を必要とする市長が認めた者									
避難誘導体制の整備 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導や安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握・共有する。 ・避難指示等が発令された場合の避難行動としては、立ち退き避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動する「緊急安全確保」を行うことを周知する。 ・災害時の避難誘導に係る計画を作成する。 	震 P.32 風 P.22								
福祉避難所の指定 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、受入れ対象者を特定して公示する。 ・受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努める。 	震 P.33 風 P.23								
社会福祉法人等における	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒 	風 P.51								

分類	主な修正ポイント	掲載場所												
る要配慮者対策 (防災基本計画) (県地域防災計画)	区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となったことを明記。													
医療関係施設等の整備 (防災基本計画) (県地域防災計画)	・長時間停電対策として、非常用電源を確保する。 ・非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。	震P.42 震P.93												
防災活動拠点施設の整備 (防災基本計画)	・災害発生時の防災活動の拠点として、耐震構造の防災センターを整備する。(コミュニティセンター等)	震P.45												
空き家対策 (防災基本計画)	・緊急輸送路及び避難路沿道の建物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられることから、平常時より状況の確認に努める。 ・災害時に適切な管理がされていない空き家等に対し、緊急安全確保の必要最小限の措置として、外壁等の飛散防止や応急措置の支障となる空き家等の除去を行う。	震P.61												
防災拠点となる道の駅の整備 (防災基本計画) (県地域防災計画)	道の駅の防災拠点化物資輸送拠点の環境整備等 ・緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。 緊急輸送車両等の確保 ・災害時に物資の輸送拠点から指定避難所までの輸送手段を確保するため、輸送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する。 防災拠点となる道の駅の整備 ・自衛隊、警察棟の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能の拠点とする。	震P.68 震P.72												
重要物流道路の指定	・国土交通大臣による指定。 (市道万世上郷線、市道八幡原工業団地東回り線、市道米沢駅東線)	震P.71												
物資調達・輸送等調整支援システムの活用 (防災基本計画)	・物資調達・輸送等調整支援システムを活用し、各市町村が保有する備蓄物資の情報共有及び物資支援の迅速化を行う。	震P.101												
災害対策本部	・市庁舎建替えに伴う設置場所の変更 <table border="1"> <tr> <th>従前</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <td>①庁議室</td> <td>①庁議室</td> </tr> <tr> <td>②大会議室</td> <td>②303会議室</td> </tr> </table> ・代替庁舎 <table border="1"> <tr> <th>従前</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <td>①市庁舎B棟</td> <td>①すこやかセンター</td> </tr> <tr> <td>②市営多目的運動場</td> <td></td> </tr> </table>	従前	改正	①庁議室	①庁議室	②大会議室	②303会議室	従前	改正	①市庁舎B棟	①すこやかセンター	②市営多目的運動場		震P.125
従前	改正													
①庁議室	①庁議室													
②大会議室	②303会議室													
従前	改正													
①市庁舎B棟	①すこやかセンター													
②市営多目的運動場														
緊急災害対策本部の設置等 (防災基本計画)	・国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な非常災害が発生した場合、国は緊急災害対策本部を設置する。	震P.131												
被災市区町村応援職員確保システム (総務省通知)	・被災市町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、被災市区町村は必要と認められる場合に国に対して派遣要請を行う。	震P.133～134												
広域避難 (防災基本計画)	・住民の避難に際して、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接要請する。 ・他の都道府県への広域避難については、県に対して他県等との協議を求めるほか、緊急を要する場合には県知事に報告した上で、他県等の市町村に直接協	震P.139												

分類	主な修正ポイント	掲載場所				
災害情報の収集・伝達計画 (防災基本計画)	議することができる。 ・県及び警察による無人航空機（ドローン）の活用	震 P. 154				
避難所指定職員（行政担当者）	・指定避難所への行政担当者の配置。	震 P. 175				
避難所の運営 (県地域防災計画) (山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン)	・保健所と連携した避難所における感染症対策の実施。 ・自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県は市に対して避難所の運営に必要な情報を共有する。 ・指定避難所におけるペットの避難スペースの確保及び獣医師会等関係団体との連携。 ・ダンボールベッド、パーテイション等の活用 ・避難者のニーズに応じた生活必需品の確保。 ・男女のニーズ及び性的マイノリティ等への配慮。 ・避難所における性暴力・DVの防止。	震 P. 175～178 風 P. 82～84				
遺体安置所	・遺体安置所の設置場所の優先順位の変更 八幡原体育馆を指定避難所とするため見直し。（スロープ、多目的トイレ設備有） <table border="1" data-bbox="504 916 1151 1179"> <thead> <tr> <th>従前</th><th>改正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市営八幡原体育馆 ②市営八幡原野球場 ③市営八幡原テニスコート ※②③は、天幕、幕張等のテント設備を設置</td><td>①休校・廃校となった学校施設（災害の種類・規模により協議） ②同左 ③同左</td></tr> </tbody> </table> ・遺体安置に係る社団法人全日本冠婚葬祭互助協会への要請（災害協定締結済み）	従前	改正	①市営八幡原体育馆 ②市営八幡原野球場 ③市営八幡原テニスコート ※②③は、天幕、幕張等のテント設備を設置	①休校・廃校となった学校施設（災害の種類・規模により協議） ②同左 ③同左	震 P. 196～198 風 P. 90
従前	改正					
①市営八幡原体育馆 ②市営八幡原野球場 ③市営八幡原テニスコート ※②③は、天幕、幕張等のテント設備を設置	①休校・廃校となった学校施設（災害の種類・規模により協議） ②同左 ③同左					
物資拠点の確保 (県地域防災計画)	・被災地域内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、市及び県は物資拠点を整備する。 ・拠点の整備に当たっては、県トラック協会、県倉庫協会等の物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、アクセス、道路の被害状況、予想される物流及び施設規模等を勘案し、適切な施設を開設する。	震 P. 202				
保健衛生計画 (県地域防災計画)	・要配慮者的心のケアを含めた対策として、介護職員等の派遣、福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら計画的に実施する。 ・山形県栄養士会の協力を得て被災者の栄養相談及び栄養指導を行う。	震 P. 246～250 風 P. 111				
廃棄物処理計画 (市災害廃棄物処理計画) (避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン)	・地域防災計画における「米沢市災害廃棄物処理計画」の位置付け。 ・仮設トイレの設置基準 （発災当初）約50人当たりに1基 （長期化）約20人当たりに1基 ・女性や要配慮者が使いやすい環境への配慮	震 P. 251～255 風 P. 112				
要配慮者の応急対策 (県地域防災計画)	・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく適切な避難誘導等の実施。	震 P. 267～268 風 P. 115～116				
応急仮設住宅の確保 (県地域防災計画)	・比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対処できない大規模災害時には、民間住宅を借り上げて供与	震 P. 272～274 風 P. 118				

分類	主な修正ポイント	掲載場所				
	<p>する応急仮設住宅を積極的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮し、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。 応急仮設住宅予定候補地の変更 浸水想定区域内の用地を削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>従前</th><th>改正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①松川公園米沢市営陸上競技場サブグラウンド ②浄水管理センター ③元第六中学校跡地 ④上郷運動広場 ⑤西部公園 ⑥北村公園 ⑦古志田東史跡公園 ⑧桑山第三号公園 ⑨桑山第一号公園</td><td>①西部公園 ②上郷運動広場 ③北村公園 ④古志田東史跡公園 ⑤桑山第三号公園 ⑥桑山第一号公園</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 統廃合により授業で使用されなくなった学校用地も候補地として検討する。 応急仮設住宅の設置個数は、借り上げ住宅戸数と合わせて全壊、全焼、流出世帯の3割以内。 	従前	改正	①松川公園米沢市営陸上競技場サブグラウンド ②浄水管理センター ③元第六中学校跡地 ④上郷運動広場 ⑤西部公園 ⑥北村公園 ⑦古志田東史跡公園 ⑧桑山第三号公園 ⑨桑山第一号公園	①西部公園 ②上郷運動広場 ③北村公園 ④古志田東史跡公園 ⑤桑山第三号公園 ⑥桑山第一号公園	
従前	改正					
①松川公園米沢市営陸上競技場サブグラウンド ②浄水管理センター ③元第六中学校跡地 ④上郷運動広場 ⑤西部公園 ⑥北村公園 ⑦古志田東史跡公園 ⑧桑山第三号公園 ⑨桑山第一号公園	①西部公園 ②上郷運動広場 ③北村公園 ④古志田東史跡公園 ⑤桑山第三号公園 ⑥桑山第一号公園					
罹災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム整備の検討。 住家被害認定調査業務に係る調査担当者の育成。 罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制構築。 	震 P. 278～279				
警戒レベルを用いた防災情報の提供 (防災基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する気象情報を関連付けて情報提供する。 警戒レベルと本市の水防体制。 浸水害における避難情報の発令基準のキーワード「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、「避難勧告」を廃し「避難指示」に統合。 緊急速報メール及びSNSの文例 	風 P. 61 風 P. 134 風 P. 140 風 P. 141				
土砂災害警戒区域 (県地域防災計画)	・県による土砂災害危険個所の基礎調査に基づく土砂災害警戒区域の追加。(過年度分)	風 P. 149				
土砂災害の警戒避難体制整備 (避難情報に関するガイドライン) (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> 国の「避難情報に関するガイドライン」に基づく避難情報の発令基準。 緊急速報メール及びSNSの文例 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の明記。 	風 P. 156 風 P. 157 風 P. 159				
火山災害対策 (防災基本計画) (県地域防災計画)	<ul style="list-style-type: none"> 活動火山対策特別措置法の改正に伴う警戒避難体制に係る事項の明記。(火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報等の発令・伝達) 立ち退き準備等避難について、市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)の明記。 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地の明記。 噴火警戒レベルのキーワード「避難準備」を「高齢者等避難」に変更。 	風 P. 166～186 ※吾妻山火山防災協議会による意見照会の終了。				
雪害対策 (防災基本計画)	・人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を回避することを基本的な考え方として、市、県及び高	風 P. 187～194				

分類	主な修正ポイント	掲載場所
(県地域防災計画)	<p>速道路事業者は、関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の運転者に対して、雪道を運転する場合に気象状況や路面状況の急変に備えて車内にスコップ、除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておく防災知識の普及を図る。 	
大規模停電対策 (新規掲載)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震によるブラックアウトが発生し、復旧までに 45 時間を要した教訓や電力需給のひつ迫等による停電発生時の留意事項、市民生活の安全確保及び将来の電力不足による計画停電対策等を明記。 	大 P. 14~35
複合災害対策 (新規掲載)	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び風水害等による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることを目的に作成。 	複 P. 1~11